

お知らせ なんたん



第19号(2の1)平成18年10月27日発行

行政困りごと相談所開設のお知らせ

総務省京都行政評価事務所主催の困りごと相談所が、南丹市管内では下記の日程で開設されます。日常感じられているさまざまな困りごとについて、気軽にご相談ください。

- 日時 11月1日(水)午後1時～3時30分
(ご来場者多数の場合は、時間内でも受け付けを締め切らせていただく場合があります。あらかじめご了承ください)
- 場所 京都府南丹広域振興局園部総合庁舎 会議室A・B・C
(JR園部駅から徒歩5分)
- 内容 相続、遺言、登記、年金、税金、多重債務などのご相談につき、国の専門職員、司法書士、税理士、社会保険労務士、行政相談員らに対応させていただきます。

◇問合せ先 総務省京都行政評価事務所 TEL (075) 211-1100
総務財政課 庶務係 TEL 68-0002 FAX 63-0653

住宅用火災警報器の悪質訪問販売にご注意ください!

～10月はくらしの安心・安全推進月間です～

消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務化されたことで、これを悪用して不適正な価格(市場価格を超える高額な価格)で販売したり、「消防署のほうから来ました」「市がすすめている」などと公的機関や関係機関であるかのように装って販売する業者がでてくる可能性があります。公的機関から販売に訪れることはありませんので、ご注意ください。また、万一、訪問販売で間違えて購入した場合は、クーリングオフの対象ですので、期間内であれば解約できます。

- 消防署員のような服装・言動
 - ・消防署員・消防団員が訪問販売をすることはありません。
 - ・特定の業者に販売を委託することはありません。
 - ・業者の服装や話にごまかされないように注意してください。
- 既存住宅は猶予期間がありますので、設置を急がせるような業者は危険です。
 - ・既存住宅:平成23年5月31日までに設置する義務があります。
 - ・新築住宅:平成18年6月1日(基礎工事が始まる日)から設置が義務付けられています。
- 「今だけです」「あなただけです」などには注意してください。
 - ・ほかの業者と比較するなど検討してください。

◇問合せ先 農林商工課 商工観光係 TEL 68-0050
各支所 産業振興課 商工観光係
TEL 園部 68-0012 八木 68-0023
日吉 68-0033 美山 68-0042
園部消防署 予防課 TEL 62-0119
消費生活相談窓口(京都府南丹広域振興局商工観光室)
TEL (0771) 23-4438

南丹船井交通安全大会について

交通事故防止の機運をさらに高めるため、下記のとおり交通安全大会を開催します。多彩な催しを用意していますので、ぜひご参加ください。

- 日時 11月18日(土)午後1時～
- 場所 すばーく園部周辺(南丹市役所横)
- 主催 南丹船井交通安全協会・南丹市・京丹波町
- 入場料 無料
- 内容 交通安全パレード、式典、京都府警音楽隊演奏、桂小枝によるトークショー、酒井くにお・とおるによる漫才、白バイ・パトカー乗車体験、おいしいものコーナーなど

※おいしいものコーナーに出店を希望される方は、11月6日(月)までに下記までご連絡ください。

◇問合せ先 企画情報課 交通対策係 TEL 68-0003 FAX 63-0653
Eメール kikaku@city.nantan.kyoto.jp

石綿業務に従事した離職者に対する特別健診について

過去に石綿を製造または取り扱う作業に従事したことがある退職者で、以下の全ての項目を満たす方を対象に、国が無料の特別健診を実施します。

- ①石綿に係る健康管理手帳を所有していないこと
- ②従事していた作業が特定できること
- ③初回ばく露から10年以上経過していること
- ④以前、石綿作業に従事していた事業場が廃業や倒産、退職者に対する健診の実施拒否などの理由で石綿健診を受診できない状況にあること

- 内容 一次健診(問診・胸部エックス線検査)
二次健診(一次健診で必要となった方:CT検査・業務歴の調査など)
- 費用 無料
- 申込方法 11月1日(水)～17日(金)の期間に、下記の健診機関へ直接ご連絡ください。健診の通知は、申し込み後、受診対象に該当するかどうか判断され、後日健診方法などの案内が送られてきます。

◇申込・問合せ先 (財)京都工場保健会 TEL (075) 823-0534
(財)京都健康管理研究会中央診療所 TEL (075) 211-4501
(財)京都予防医学センター TEL (075) 811-9131

秋季火災予防運動の実施について

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐため下記のとおり秋季火災予防運動を実施します。

- 実施期間 11月9日(木)～15日(水)
 - 統一標語 「消さないで あなたの心の 注意の火。」
 - 重点目標 ①住宅防火対策の推進
②放火火災予防対策の推進
③林野火災予防対策の推進
④乾燥時および強風時の火災発生予防対策の推進
 - サイレン吹鳴(信号符 1分間長符一斉)
園部・八木・日吉地域…11月9日(木)～15日(水)午後9時
美山地域 …11月15日(水)午後9時のみ
※火災とお間違いのないよう、よろしくお願ひします。
亀岡市、京丹波町においても同様のサイレン吹鳴が行われます。
- 《住宅防火 いのちを守る -3つの習慣・4つの対策-》
- 3つの習慣 ・寝たばこは絶対にやめる。
・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策 ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
・寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◇問合せ先 南丹市・南丹市消防団(総務財政課) TEL 68-0002

「女性の人権ホットライン」(電話相談所)開設

京都府人権擁護委員連合会では、女性をめぐる家庭内(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、パートナーからの暴力など)、職場内(セクシャル・ハラスメントなど)の悩みごと、近隣間のもめごと、ストーカー行為などについて女性の人権擁護委員が秘密厳守で電話による相談に応じます。相談料は無料です。気軽にご相談ください。

- 相談日時 11月13日(月)～17日(金)午前8時30分～午後7時30分
11月18日(土)・19日(日)午前10時～午後5時
- ホットライン電話番号 0570-070-810
相談所:京都地方法務局人権擁護課

◇問合せ先 市民課 市民環境係 TEL 68-0005 FAX 63-0653

《八木支所各課・係への問合せ先について》

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。